

環境美化袋配付要領

1 概要

道路等の公共の場所を個人や少人数の団体がボランティア（無償）で清掃する際、ごみ袋購入の負担軽減のため、ボランティア清掃用の袋として環境美化袋を配付するもの。

2 種類及び枚数

(1) 燃えるごみ袋

- ① サイズ：45L、袋の色：乳白色、文字の色：緑
- ② 1回の申請で60枚まで。（目安：週1回5袋×月4回×3ヶ月）

(2) 燃えないごみ袋

- ① サイズ：45L、袋の色：乳白色、文字の色：黒
- ② 1回の申請で20枚まで。（目安：月1回5袋×月1回×3ヶ月）

3 対象

- (1) 個人
- (2) 少人数の団体

4 対象となる活動

- (1) 道路等の公共の場所における清掃であること。
- (2) ボランティア（無償）で行われる清掃であること。

5 配付対象外

- (1) 町内清掃や大規模なボランティア清掃
- (2) 事業者が事業活動として行う清掃イベントなどの大規模な清掃活動
- (3) 利用者が限定される管理地の清掃（私有地、マンション等の敷地）
- (4) 補助金等の対象事業として支援を受けている活動（公園愛護会、地域の花づくり活動支援事業等）

6 ごみの排出方法

- (1) 自宅に持ち帰り、家庭ごみの定期（夜間）収集日に、決められた場所に出す。
※自宅に持ち帰ることができない場合は、必ず管轄の区生活環境課（西部出張所は市民相談係）へ事前に相談すること。
※地区の収集日に合わせて収集するため、2～3日要する場合がある。
- (2) 1回の清掃活動で出せる袋数は5袋以内とする。

7 申請

環境美化袋の配付を希望する者は、以下のいずれかの方法により申請する。

- (1) 申請書（様式1）を各区生活環境課、早良区入部出張所庶務係、西区西部出張所市民相談係窓口へ提出する。
- (2) オンラインにて環境局循環型社会推進部ごみ減量推進課へ申請する。ただし、家庭ごみの定期収集に併せた排出が可能な場合に限る。

8 配付

各区生活環境課、早良区入部出張所庶務係、西区西部出張所市民相談係窓口にて、7の(1)による申請受理後、活動内容を確認し配付する。環境局循環型社会推進部ごみ減量推進課にて、7の(2)による申請受理後、郵送により配付する。

9 実績報告

環境局循環型社会推進部ごみ減量推進課は、必要時に、申請を受けた窓口に報告書（様式2）の提出を求める。

附則

この要領は、令和4年9月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年9月1日から施行する。